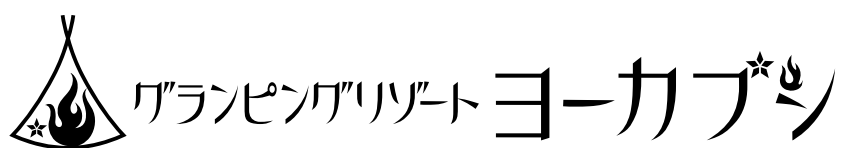


宿泊約款



(適用範囲)

第1条

当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款に定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項について、法令又は一般に確立された慣習によるものとする。

(宿泊契約の申し込み)

第2条

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者氏名、性別、連絡先、住所及び職業、eメールアドレス
 - (2) 国籍
 - (3) 宿泊日及び到着予定時間
 - (4) その他、当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第3号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定した日までに、お支払いいただきます。
3. 申込金は、まず宿泊者が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第17条の規定を適応する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4. 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルの指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとし、ただし、申込金の支払い期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条

1. 前条第2条の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる事があります。
2. 宿泊契約の申し込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び申込金の支払い期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条

- 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
 - (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除した時を除きます)は、別表第1にあげるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。

3. 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊当日午後 10 時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客より解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第 7 条

1. 当ホテルは、次にあげる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められるとき、又は、同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
 - (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
 - (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させる事ができないとき。
 - (5) 定められた場所以外での喫煙、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る）に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金は頂きません。

(宿泊の登録)

第 8 条

宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、連絡先、住所及び職業
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当ホテルが求める事項

(客室の使用時間)

第 9 条

1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌日の午前 11 時までとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、翌日の午前 11 時を越えて客室を使用する場合には、その使用時間の長短にかかわらず、宿泊料金の 100% の追加料金を申し受けます。

(利用規定の遵守)

第 10 条

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第 11 条

当ホテルの主な営業時間は次の通りです。

- (1) フロントサービス
イ 門限なし
ロ フロントサービス 8:00 ~ 22:00
- (2) グラマラス BBQ レストラン [島野菜バーベキュー 炎空 HONOSORA]
11:00 ~ 23:00
(予告なく営業時間を変更する場合がございます)

(料金の支払い)

第 12 条

1. 料金の支払いは、通貨により宿泊客がチェックアウトの時に当ホテルのフロントにおいてお支払いいただきます。
2. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条

当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当り、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責任に帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルに責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第15条

1. 宿泊客の手荷物が宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がフロントにお預けになった手荷物または携帯品ついて、滅失、破損等の損害が生じた時はそれが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。但し、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
3. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品または現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により滅失、破損等の損害が生じた時は、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告の無かったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

(駐車場の責任)

第16条

宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。

(宿泊客の責任)

第17条

宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊者は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

別表第1 違約金 (第6条第2項関係)

契約解除の通知を受けた日

連絡無し不泊：100% 当日～1日前：80% 2日前：60% 3日前～4日前：50%

(注) %は宿泊料に対する違約金の比率です。

ご利用規則

グランピングリゾート ヨーカブシでは、すべてのお客様に安全かつ快適にお過ごしいただく為、宿泊約款第10条に基づき、次の通り利用規則を定めておりますので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。この利用規則を遵守いただけない場合には、宿泊約款第7条により、やむを得ずご宿泊ならびにホテル内施設のご利用をお断り申し上げます。また、お客様のご協力が得られなかった結果生じた事故については、当ホテルでは責任を負いかねますので、その旨をご了承くださいますようお願い申し上げます。

火災予防上の事項

1. 客室内への暖房用・炊事用などの熱を発生する器具、アイロン等の持ち込みご使用はご遠慮ください。
2. 定められた場所外など、火災の原因となりやすい場所での喫煙はなさないでください。
3. その他火災の原因となるような行為はご遠慮ください。
4. 火災報知器、煙感知器、消火栓、消火器、その他火災予防に関する諸設備を、必要な時以外に使用したりいたずらする事は固くお断りいたします。

保安上の事項

- 1、 滞在中のお部屋から出られる時は施錠をご確認ください。
- 2、 ご在室や特にご就寝の時には、内鍵をお掛けください。
- 3、 ご来訪者がございます場合は、ガラス扉越しにお顔を確認後、入室許可をしてください。不審者と思われる場合には開扉しないで、フロントまでご連絡ください。
- 4、 訪問客と客室内でのご面会をご遠慮願います。また、宿泊登録者以外のご宿泊は固くお断りいたします。

宿泊料金等のお支払い・ご宿泊日程の変更等について

- 1、 ご予定の宿泊日数を変更される場合は、あらかじめ申し出た出発日の前日までにフロントにお申し付けください。
- 2、 お買い物代、切手代、タクシー代、お荷物送料等のお立替えはお断りさせていただきます。
- 3、 クレジットカードその他による現金のお立替えはしかねます。

以上の他お守りいただきたい事項

- 1、 下記の物品は、他のおお客様のご迷惑になりますのでお持ち込みはお断りさせていただきます。
 - (ア) 犬、猫、小鳥等の動物、ペット類全般（盲導犬・聴導犬は除く）
 - (イ) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類その他危険性のある物品
 - (ウ) 悪臭又は強い臭いを発する物品
 - (エ) 許可証のない鉄砲、刀剣類
 - (オ) 著しく多量の又は常識的な大きさを超える荷物や物品
 - (カ) その他法令で所持を禁止されている物品
 - (キ) その他上記に類する物品
- 2、 浴衣、パジャマ、水着、スリッパ等でプールサイド等のお部屋以外場所へお出かけにならないでください。
- 3、 館内の諸施設および諸物品についてのお願。
 - (ア) その目的以外の用途にご利用なさらないでください。
 - (イ) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - (ウ) 他の場所に移動したり加工したりしないでください。
- 4、 ご滞在中の現金、貴重品の保管には十分お気を付けてください。万一紛失、盗難事故等が発生した場合、当ホテルはその責任を負いかねますのでご注意ください。
- 5、 夜間のテレビ、ラジオ、ビデオ等の音量は、他のおお客様のご迷惑とにならないようにお下げください。
- 6、 未成年者のみのご宿泊は、特に保護者の許可がない限りお断りする場合もございます。
- 7、 客室やロビーを事務所や営業所がわりとしてご使用することはお断りさせていただきます。
- 8、 ホテル内では他のおお客様に広告物の配布や物品の販売をするような行為はなさらないでください。
- 9、 賭博その他風紀を乱し、他人に迷惑をかけるような行為をなさらないでください。
- 10、 不可抗力以外の事由により、館内外の諸施設、備品の汚損、破損、紛失された場合は、相当額を弁償していただくことがあります。
- 11、 通路やロビー等に所持品を放置しないでください。
- 12、 ホテルの外観を損なうような物品をお部屋の窓や外壁にかけたり、プールサイドに陳列するなどしないでください。
- 13、 ホテル内で撮影された写真等を許可なく営業上の目的で公になさる事は、法的措置の対象となることがありますのでご注意ください。
- 14、 緊急事態あるいはやむを得ない事情が発生しない限り、屋上、屋根、機械室、倉庫等の施設には立ち入らないでください。
- 15、 その他当ホテルが随時定める事項についてお守りください。

その他のご注意

次の各号のいずれかに該当する場合は、宿泊約款第7条により、直ちに当ホテルのご利用をお断り申し上げます。

- 暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求又はこれに類する行為が認められたとき。
- 薬物等の不法な使用や、飲酒による心身耗弱、喪失などにより、他のおお客様に危険や恐怖感、不安感を及ぼす恐れがあると認められるとき。
- 館内または客室内で、高音放歌など喧騒な行為、他人に嫌悪感を与えたり迷惑を及ぼす行為が認められるとき。
- その他上記各事項に準ずる事由のあるとき。